

「きまり」とは

総務 松井 正

法治国家において「きまり」とは正式には法律、条例、規則、通達などと呼ばれます。言うまでもなく法律のトップは憲法、下は国土交通省〇〇課課長通達と言われるような諸通達まで。(意外とこの「通達」が法律以上の規制、効力を持っていたりします…)。そして国中、いろんな「きまり」は網の目のように張り巡らされています。(会社や学校には社則や校則があります)。その上、不文律(不文法)という「きまり」まであります。しかし、あくまで「きまり」とは人間、国民の生活にとって安寧・秩序に役立つものであるべきでしょう。

当院のような医療機関にとって極めて重要な法律なのに長年無視されていた条項について、ご参考までにお話ししてみます。こう見ると法とは命をかけて守るべきものと、時にはそうでないものがあるようです。

それは「医療法」と呼ばれる、総合病院や診療所、それに助産所まで、医療施設のあり方、作り方、運営する場合の憲法のようなもので、全85条からなっている法律です。

この「医療法」は昭和23年の戦後まもなく出来た法律なのですが、次のような条項がありました。

13条 診療所の管理者は同一の患者を48時間を超えて収容してはならない。(収容とは入院のことです。)
(但し、状況により保健所の長に届け出れば許可される。)

これが昭和29年には

13条 診療所の管理者は診療上やむを得ない事情がある場合を除いては同一の患者を48時間を超えて収容しないように努めなければならない。

と「努力事項」に改正され、さらに平成9年には上の条文に但し書きが付きまして。

ただし、療養病床に入院している患者についてはこの限りではない。

さて、この条項、入院施設を持っている診療所は守れるわけがない。外科医院において盲腸(虫垂炎)でも2日で退院できるかな、大きな怪我だったら2日以上は当たり前でしょう。産科においても2日は全員に適用できる訳がない。上の条項がたとえ昭和29年の改正で「努力事項」になったとしてもなんでそんな努力が必要なのか、

ということになります。(ま、それなりの理由は考えられますが…)

そこで「全国有床診療所連絡協議会(入院施設を持った医院などの会)」は昭和23年からこの改正を訴えて60余年間、やっと平成19年に次のように改正されました。

13条 (要旨) 入院施設をもつ診療所は患者の急変に応じた体制を確保していなければならない。

やっと48時間条項がなくなりました。無視された法が直されるに、なんと長い道のりだったのでしょうか。

一旦、出来ると「きまり」とは怖いとも言えます。

(ついでながらこの「医療法」第1条に「病院」は患者20人以上の収容(入院)施設をもつもの、「診療所」とは19人以下のもの、と規定されています。よって当院はこの「診療所」にあたります。)

やればできる 看護師 松室 佳代

先日、小4の娘の運動会がありました。全校40人少しのため、午前中だけの運動会。競技も出番ばかりで、さらに高学年になったため、去年までの50メートル走が倍の100メートルに。小柄でぽっちゃり体型の娘は決して運動神経がよいとは言えず、低学年の時のマラソンでは連続でビリ。あまりの体重増加にこのままではまずい!!と親子で食事に気をつけること1年。夏休みにはラジオ体操の行き帰りに走り、下校の道も汗だくになって走っていました。2学期からは陸上の練習も始まり、クタクタになって帰ってきて練習が嫌とは一言も言いませんでした。そして迎えた運動会当日、「多分、4人中3位になると思う」と言っていたので、ビリでなければいいよねと励まし送り出しました。

いよいよ娘の出番、どうかビリだけは…と願う私の目の前でなんと、娘は1位でゴール! 走った後、私の所へ戻ってきた娘は満面の笑顔で開口一番、「あたしかってやればできるんやね!」と言いました。何事もやる前からあきらめないこと、コツコツと努力すれば結果につながることを改めて娘から教わった瞬間でした。育てているようで、育てられていたのは私だったようです。

娘に負けないように私も何事にも前向きに、そして努力を怠らないようにしなければ、と思った1日でした。

《あとがき》1)今夏は本当に猛暑でした。県下で小浜が最高の気温を記録し、37.8度でした。100年以上の観察史上初めてだとのこと。来夏が気になります。2)当院、待合室、ミニギャラリーでは小林裕子(ひろこ)さん(実家-小浜市甲ヶ崎、現アメリカ在住)の、長女の成長記録のため描き始めた水彩画です。